２　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入調査等）

第二十四条の四　都道府県知事は、前二条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、農作物の栽培地に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、その職員は、あらかじめ、当該栽培地の占有者に通知しなければならない。

２　第十条の十八第二項の規定は、前項の規定により農作物の栽培地に立ち入ろうとする職員について準用する。

第二十五条第一項中「前条第四項」を「第二十四条第三項」に、「に係る防除計画」を「で定められた異常発生時防除を行うべき区域及び期間において、総合防除計画」に改める。

第二十七条第一項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第三項」に、「に係る防除計画」を「で定められた異常発生時防除を行うべき区域及び期間において、総合防除計画」に改める。

第三十一条第一項中「指定有害動植物」の下に「（第二十三条第一項の規定による発生予察事業の対象となるものに限る。第三項において同じ。）」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加える。

第三十二条第四項中「左に」を「次に」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　侵入調査事業に関する事務

第三十三条第一項中「ときは」の下に「、侵入調査事業」を加える。

第三十五条第一項中「国は」の下に「、第十六条の七第二項の規定により侵入調査事業に協力するのに要する経費」を、「同条第一項の」の下に「規定による」を加え、同条第二項中「、農地面積及び市町村数」を「及び農地面積」に、「必要性等」を「必要性その他侵入調査事業及び発生予察事業への協力並びに病害虫防除所の運営に関する特別の事情」に改める。

第四十二条の見出しを削り、同条中「前三条」を「次の各号に掲げる規定」に、「その法人又は人に対しても」を「、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第三十九条及び第四十条　五千万円以下の罰金刑

二　第四十一条第一項及び前条　各本条の罰金刑

第四十二条を第四十三条とする。

第四十一条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号中「又は」を「、又は」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六　第十条の十第一項の規定に違反して、許可を受けないで検査業務の全部を廃止したとき。

七　第十条の十六の規定に違反して、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

八　第十条の十八第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第四十一条第三号の次に次の一号を加える。

四　第八条第八項若しくは第十条第六項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十一条を第四十二条とする。

第四十条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条第一号中「当つて」を「当たつて」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「、第二項若しくは第三項」を「から第三項まで」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　第十条の十五第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十条第五号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条に次の一項を加える。

２　第十条の十二第一項の規定に違反して、その検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条を第四十一条とする。

第三十九条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条第一号中「第六条第一項、第二項若しくは第三項、第七条第一項」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第七条第三項（」を削り、「場合を含む。）」を「第七条第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第十八条第一項」を「第十六条の三第二項において準用する第七条第六項又は第十八条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第四十条とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

第三十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第六条第一項から第三項まで又は第七条第一項の規定に違反したとき。

二　第七条第五項（第九条第六項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。

三　第七条第六項（第九条第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

四　第八条第一項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

五　第十条第一項の規定に違反し、又は同項の規定による検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

本則に次の二条を加える。

第四十四条　第二十四条の三第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四十五条　第十条の十一第一項の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第六条まで並びに附則第十条、第十一条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　農林水産大臣は、この法律による改正後の植物防疫法（以下「新法」という。）第六条第一項に規定する検疫指定物品及び同条第二項の基準を定める農林水産省令を制定しようとするときは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、有害動物又は有害植物の性質に関し専門の学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴くことができる。